

小樽商科大学における内部質保証に関する方針

令和2年11月16日制定

1. 目的

この方針は、本学の理念・目的の実現のため、恒常的かつ継続的な教育研究、運営、施設設備等の質の維持・向上（以下、「内部質保証」という。）を図るため、実施体制、責任、点検・評価及び改善について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 実施体制及び責任

(1) 実施体制

- 1) 内部質保証体制は、別紙「小樽商科大学内部質保証体制」のとおりとする。
- 2) 内部質保証の推進組織は、大学改革推進室とする。

(2) 統括責任者

- 1) 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、統括責任者を置く。
- 2) 統括責任者は、学長（大学改革推進室長）とする。

(3) 推進責任者

- 1) 統括責任者を補佐し、内部質保証に関する自己点検・評価の実施及び改善・向上活動の責任者として、推進責任者を置く。
- 2) 推進責任者は、商学部、商学研究科、グローバル戦略推進センター各部門及び教学 IR 室、附属図書館、言語センター、保健管理センター、情報総合センター、アドミッションセンター、国際連携本部並びに事務局（以下、「実施組織」という。）の長とする。
- 3) 推進責任者は、統括責任者の指示に基づき、所掌する組織において内部質保証に関して必要な措置を講ずるものとする。

3. 自己点検・評価

- (1) この方針における自己点検・評価とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規程に基づき、本学が行う自己点検・評価をいう。
- (2) 自己点検・評価結果の分析・検証を行う組織は、大学評価委員会とする。
- (3) 自己点検・評価に関する業務の責任者として、自己点検・評価責任者を置く。
- (4) 自己点検・評価責任者は、副学長（大学評価委員会委員長）とする。
- (5) 実施組織は、恒常的かつ継続的に自己点検・評価を実施するものとする。
- (6) 自己点検・評価の項目は、認証評価機関が定める評価基準等を参考として、別表のとおりとする。
- (7) 実施組織は、自己点検・評価の実施にあたっては、機関別認証評価、専門分野別認証評価及び国立大学法人評価等の第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じて4.(1)の学内外の意見聴取を行うものとする。
- (8) 実施組織は、自己点検・評価の結果を大学評価委員会に報告するものとする。
- (9) 大学評価委員会は、実施組織から報告を受けた自己点検・評価の結果について分析・検証を行い、その結果を大学改革推進室に報告するものとする。

(10) 大学改革推進室は、大学評価委員会から報告を受けた自己点検・評価結果の分析・検証の結果について検討を行い、改善の必要性があると判断した場合は改善を行うよう指示するものとする。

4. 学内外の意見聴取

(1) 実施組織は、必要に応じて関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）及び学外者（学内各種会議の学外委員等）から意見聴取（以下、「学内外の意見聴取」という。）を実施し、その結果を大学改革推進室に報告するものとする。

(2) 大学改革推進室は、実施組織から報告を受けた学内外の意見聴取の結果について検討を行い、改善の必要性があると判断した場合は改善を行うよう指示するものとする。

5. 改善計画の策定、実施及び報告

(1) 実施組織は、大学改革推進室から3.(10)及び4.(2)に基づく改善の指示を受けた時は、改善計画を策定し大学改革推進室に提出するものとする。

(2) 実施組織は、自己点検・評価及び学内外の意見聴取に基づき、自ら改善が必要と判断した場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定し大学改革推進室に提出するものとする。

(3) 大学改革推進室は、提出を受けた改善計画について検討を行い、当該改善計画の実施について指示を行うものとする。

(4) 実施組織は、改善の方策の進捗状況について大学改革推進室に報告するものとする。

事項	項目	実施時期 (頻度)	担当組織等
学位授与方針	学位授与方針が大学の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか。	6年に一度	大学改革推進室
教育課程方針	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しているか。教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているか。	6年に一度	大学改革推進室
教育課程	教育課程の編成が、体系的性を有しているか。	6年に一度	教務委員会 現代商学専攻教務委員会 アントレプレナーシップ専攻 教務委員会
授業内容	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっているか。	6年に一度	〃
他大学における既修得単位の認定	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めているか。	6年に一度	〃
学位論文の作成等の指導体制	商学研究科現代商学専攻においては、学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指	6年に一度	〃

	導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしているか。		
授業時間数	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっているか。 各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われているか。	毎年度	〃
授業形態・学習指導法	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されているか。	毎年度	〃
授業科目担当	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか。	毎年度	〃
CAP制度	商学研究科アントレプレナーシップ専攻においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けているか。	毎年度	〃
教育方法の特例	大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっているか。	毎年度	〃
夜間主授業における配慮	夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っているか。	6年に一度	〃
履修指導体制整備	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織と	6年に一度	〃

	して整備し、指導、助言が行われているか。		
学習相談体制整備	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われているか。	6年に一度	〃
社会的・職業自立の取組	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか。	毎年度	〃
学習支援体制整備	障がいのある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えているか。	毎年度	〃
成績評価	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか。	6年に一度	〃
	成績評価基準を学生に周知しているか。	6年に一度	〃
	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか。	6年に一度	〃
	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けているか。	6年に一度	〃
卒業・修了の要件及び学位論文審査基準	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定しているか。	6年に一度	〃
	現代商学専攻においては、学位論文又は特定の	6年に一度	〃

	課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されているか。		
	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知しているか。	6年に一度	〃
	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施しているか。	6年に一度	〃
学習成果	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあるか。	毎年度	〃
	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあるか。	毎年度	〃
	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。	毎年度	〃
	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。	毎年度	〃

	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。	毎年度	〃
施設の管理運営	施設の整備が適切行われているか。 施設の安全性の状況が確認されているか。	6年に一度	施設委員会
附属図書館の運営	図書館の利用状況、図書館の施設・設備及び学術情報（資料）の整備が適切に行われているか。 図書館に対する満足度の把握が行われているか。	6年に一度	附属図書館運営委員会
I C T環境	学内 LAN（学内ネットワーク）及び学内ネットワーク装置等の整備が適切に行われているか。 セキュリティの状況が適切に確認されているか。	毎年度	情報総合センター運営委員会
学生支援	学生生活に関する支援、学生の経済に関する支援、学生の健康に関する支援、学生の就職等進路に関する支援、学生の課外活動に関する支援、障がいのある学生に関する支援が適切に行われているか。	3年に一度	学生委員会
	課外活動施設及び学生寮の管理運営が適切に行われているか。	6年に一度	
留学生支援	留学生受入、留学生に関する就学支援、留学生に関する生活支援及び経済的支援が適切に行われているか。 国際交流会館の管理運営	6年に一度	グローバル戦略推進センター グローバル教育部門

	が適切に行われているか。		
学生受入	入学者受入方針の認知及び入学者選抜の実施が適切に行われているか。 志願者及び実入学者の状況が適切に行われているか。	6年に一度	アドミッションセンター
入学者選抜	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか。	6年に一度	アドミッションセンター
	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	6年に一度	〃
	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	毎年度	〃

小樽商科大学内部質保証体制

大学改革推進室
統括責任者（室長）：学長

※内部質保証の推進組織
改善を主導

大学評価委員会

自己点検・評価責任者
（委員長）：副学長

※自己点検・評価結果の分析・検証

商学部

推進責任者
：商学部長

- ・経済学科
- ・商学科
- ・企業法学科
- ・社会情報学科
- ・一般教育等

商学研究科

推進責任者
：商学研究科長

- ・現代商学専攻
- ・アントレプレナー
シップ専攻
(経営系専門職大学院)

グローバル戦略推進センター

推進責任者
：各部門長・室長

教育支援部門

グローバル教育部門

産学官連携推進部門

研究支援部門

教学IR室

センター等

推進責任者
：各組織の長

附属図書館

言語センター

保健管理センター

情報総合センター

アドミッションセンター

国際連携本部

事務局

推進責任者
：事務局長

- ・教務課
- ・学生支援課
- ・学術情報課
- ・総務課
- ・会計課
- ・施設課